

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人靖美福祉会の理事及び監事並びに評議員の報酬等について定めるものである。

(理事会の出席報酬等)

第2条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(理事長及び理事の報酬等)

第3条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の出席報酬等)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 理事長及び理事並びに監事並びに評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する理事長及び理事は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	旅 費	その他 (高速代金等)
理事会出席報酬等	0円	3,000円	実 費

別表 2 (月額)

名 称	報 酬	実 費 弁 償 費
理事長業務報酬等	0円	県外からの出席者のみ実費
理事業務報酬等	0円	県外からの出席者のみ実費
監事監査指導報酬等	0円	県外からの出席者のみ実費

別表 3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他 (高速代金等)
実 費	実 費	0円	実 費

付 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日より適用する
- 2 この規定は、平成26年4月1日より適用する。
- 3 この規定は、平成29年4月1日より適用する。